生活困窮者を支援する
民間団体の活動経費を補助します
（令和８年度鳥栖市生活困窮者支援活動事業補助金　募集要項）

◇　対象となる団体

市内の生活困窮者支援に取り組む民間団体（任意団体、地元企業を含む）で、
鳥栖市生活自立支援センターと連携している、または今後連携する予定の団体

◇　対象となる活動

市内に住む生活困窮者を対象とする支援活動のうち、物価高騰等の影響を受け、
支援ニーズの増大により事業量や活動経費の増加が認められる民間団体の支援活動
※本市その他の公的機関から、補助金、助成金、その他の支援を受けている事業は対象外です。

◇　対象経費

人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、通信費、送料・運搬費用、手数料、保険料、広告料、使用料及び賃借料、備品購入費（1 件 30 万円未満）です。

◇　補助額

１団体あたり上限 50 万円（補助率 10/10）
※補助の対象となる事業が多数の場合は、予算の範囲内で補助します。

◇　補助の対象となる活動期間・経費

令和８年４月１日から令和９年２月末日までの活動経費

◇　募集期間

令和８年１１月１３日（金）１７時まで

申請先（問い合わせ先）

〒841-8511　　鳥栖市宿町 1118 番地

鳥栖市役所　　地域福祉課　生活支援係　　0942-85-3551

鳥栖市生活自立支援センター（生活支援係内）　　0942-85-8538

1.補助対象団体の要件

補助金を受けることができる民間団体は、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、公益法人、任意団体や地元企業など、市長が適当と認める団体で、以下の要件をすべて満たす必要があります。

① 鳥栖市内に居住する生活困窮者への支援活動を行っており、これまでに活動実績があること
② 鳥栖市生活自立支援センターと連携が図られている、または今後連携する予定の団体であること
③ 活動内容が公序良俗に反していない団体であること
④ 役員が市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと
⑤ 役員が暴力団員や暴力団と密接な関係を有する者でないこと
⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと

2.補助対象事業

鳥栖市内に居住する生活困窮者に対する支援活動（特定の住所地に居住する生活困窮者のみを対象とするものではないこと）のうち、物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの増大による事業量や活動経費の増加が認められる部分であって、鳥栖市生活困窮者支援活動事業補助金交付団体選考委員会に於いて必要性が認められた支援活動で、以下の要件のいずれにも該当しないもの

① 国、佐賀県、鳥栖市、その他の機関から類似の補助金等を受けて実施する事業
② 営利を目的とし、または特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等を利する事業
③ その他市長が適当でないと認める事業

※補助の必要性については、「鳥栖市生活困窮者支援活動事業補助金交付団体選考委員会」において、応募団体により事業に係るプレゼンテーションを受け、審査を行います。

※選考は、主に次の点を総合的に評価します。
・提案事業の目的（公益性）、実現性、事業の効果（対象人数等）
・団体の活動内容（基本事業及び生活困窮者支援事業）
・鳥栖市及び鳥栖市生活自立支援センターとの連携実績
・生活困窮者支援に関する今後の連携期待値

3.補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の経費を補助対象とします。
・人件費
・旅費
・消耗品費（配布物品の購入費を含む）
・印刷製本費
・燃料費
・光熱水費
・通信費
・送料・運搬経費
・手数料
・保険料
・広告料
・使用料及び賃借料
・備品購入費（1 件 30 万円未満のものに限る）

4.補助対象期間

令和８年４月１日から令和９年２月 28 日まで事業経費

5.補助金額

1 団体あたり上限 50 万円（補助対象経費の 10/10）